

【暫定版】福祉のまちづくり整備マニュアル 修正履歴一覧

修正日	修正箇所	修正事項
R5.6.29	・P.63②④戸の形式◎戸の構造の欄	・戸の前後の水平スペースの基準を修正
	・P.67右下の図及びP69中段の図	・削除
	・P.77	・重複の空白ページ削除
	・P.396～ 01-QA11、02-QA2(差替後QA1)・QA11・QA40	・平成28年4月改訂版マニュアルの内容のままとなっていたため差替え(※旧マニュアルから表現を見直し)
	・02-QA1	・削除
	・修正後02-QA2	・追加
	・02-QA7-2	・表現を見直し
R5.7.12	・P.210中段の良い事例1及び2	・床と出入口戸が同色となっていたため、色彩のコントラストが確保された図に修正
R5.7.24	・目次～P.46	・左記ページの誤字記載漏れ修正。説明文の表現見直し ・p18早見表5段目ウ、エ、シ、セ、タ欄脱字修正。同表12段目「ベビーシート」の記載を「ベビーベッド」に修正
R5.8.7	・02-QA67・QA68・QA69	・追加
	・02-QA53	・誤字修正
	・02-QA25	・質問文の「…「くつべら式、押しボタン式等」と見なせるか」の部分「車いす使用者が容易に使用できる大便器洗浄装置と見なせるか。」に修正
	・02-QA38	・回答文に右記赤字部分を追記>「…視覚障がい者であっても、 家族の代理等で単独で 相談、商談等に訪れることもあることから、視覚障がい者の誘導のための設備が必要となる。」
	・02-QA20	・回答文に右記赤字部分を追記>「…道等(道(02-Q36を参照)、公園、広場その他の空地をいう。)から…」
	・02-QA36	・質問文の「移動等円滑化経路にある道等とは、…」とあった部分を、「移動等円滑化経路にある道とは、…」に修正。
	・P.102	・両側手すりに関する記述を「義務付」→「望ましい基準」へ修正
	・P.103	・便器洗浄ボタン(押しボタン式、くつべら式等)に関する記述を「義務付」→「望ましい基準」へ修正
R5.9.19	・P.320	・左欄4段目の誤記修正
	・01-QA29 ・02-QA69-2 ・02-QA70	・追加
	・02-QA68	・右記を追記>「(条例17条第1項第6項において、トイレブースの扉が常開となる場合も同様。)」
	・P.394	・車いす使用者用便房に男女の区別がある場合の注意書きを追記
	・P.40	・(4)増築等の場合の適用範囲(6)に右記赤字追記>「車いす使用者用駐車場から (1)の部分にある 利用居室」
		・条例第17条第1項で定める便所の要否について一覧表を追記。

・P.50	・(6)制限の緩和 説明文の表現見直し
・P.80 図2	・踊り場の点状ブロック等の設置に関する緩和規定について追記
・P.117、118 ・P.119図1	・(2)手すり「●浴槽及びシャワー利用のための室や空間(車いす利用者に配慮した洗い場)に、手すりを適切に設ける。」とあった部分を、「●浴槽及びシャワーを備えた浴室内の車いす使用者用の洗い場、車いす使用者用のシャワー室等には、手すりを適切に設ける。」へ修正 ・(7)(8)出入口 右記赤字部分を追記>「●更衣を行うための設備ブース又はシャワーを利用するための設備(シャワーブースやシャワースペース等)を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を80cm以上とする。」 ・図1内、浴槽の手すり、車いす使用者用の洗い場の手すり、露天風呂出入口の幅について「●(義務付基準)」と明記
P.122	・聴覚障がい者用客室に関する項目が重複していたため、項目⑥(修正前)を削除
P.140	・「住まいまちづくり課」→「住宅政策課」に修正
P.208、223	・明度差等の確保が分かりづらい部分があった事例写真を削除
P.29、143、248	・発達障がい者等の特性の説明文の表現見直し ・発達障がい者等への配慮事項の追加
P.18、20早見表	・条16「廊下、階段、傾斜路、トイレ(弱視者への配慮)」の条例追加の特定建築物に対する適用面積を削除